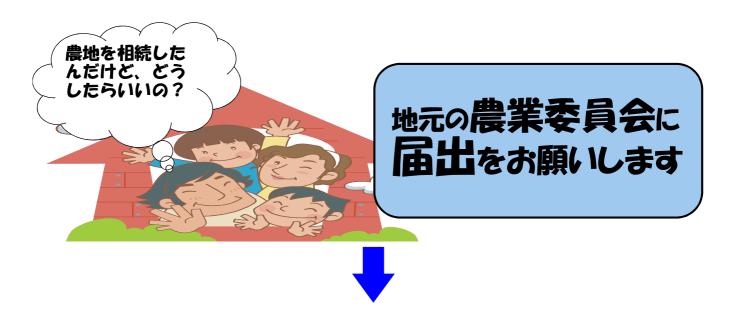
〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・



農業委員会では、

例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会 がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください!

長洲町農業委員会事務局 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地 電話 0968-78-3272

農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (記入例)



長洲町農業委員会会長 殿

住所 **玉名郡長洲町大字長洲2766番地** 相続人の住所

氏名 **長洲 一郎** 印 相続人の氏名

連絡先 ☎(0968) 78-3111

下記農地(採草放牧地)について、(**相続**)により(**所有権**)を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所	
相続人の氏名	相続人の住所	

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(㎡)	備考
別任・地番	登記簿	現況	四個(1117	/
相続した土地の 大字・字・番地	Ħ	田	00,000	(前所有者の氏名)

3 権利を取得した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (原因日)

4 権利を取得した事由

住所・氏名(続柄)からの相続

5 取得した権利の種類及び内容

所有権

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

有 ・ 無 (相続人で管理する場合は、無)

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 記2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なる ときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 記4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効 等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 6 記5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の 状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 7 記6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。